

森林・林業再生プラン（平成21年12月25日農林水産省）（概要）
～コンクリート社会から木の社会へ～

I. 新たな森林・林業政策の基本的考え方

1. 基本認識

森林所有者の林業への関心は低下。森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況。一方、世界的な木材需要の増加、低炭素社会づくりの動きなどを背景に、木材利用の拡大に対する期待は高まり。こうした中、今後10年間を目途に、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針を作成。

2. 3つの基本理念

以下の3つの基本理念の下、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換。

理念1：森林の有する多面的機能の持続的発揮

理念2：林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生

理念3：木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

II. 目指すべき姿

10年後の木材自給率50%以上

III. 検討事項

1. 林業経営・技術の高度化

- (1) 路網・作業システム
- (2) 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備
- (3) 森林組合改革・民間事業体サポート

2. 森林資源の活用

- (1) 国産材の加工・流通構造
- (2) 木材利用の拡大

3. 制度面での改革、予算

- (1) 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化
- (2) 伐採・更新のルール整備
- (3) 木材利用の拡大に向けた制度等の検討
- (4) 国有林の技術力を活かしたセーフティネット
- (5) 補助金・予算の見直し

IV. 推進体制

- ・ **森林・林業再生プラン推進本部**（本部長：農林水産大臣）
- ・ **検討委員会**（外部の有識者なども含めた推進本部の下の委員会）

V. 主体別の果たす役割について

国、地方公共団体、森林組合・林業事業体・森林所有者が、森林・林業基本法に示されたそれぞれの役割を確認し、相互に連携して取組。